

## 川越市外国籍市民国際人材ネット実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市に住む外国籍市民の持つさまざまな能力を活用し、本市の国際化を推進するために実施する川越市外国籍市民国際人材ネット(以下「国際人材ネット」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(登録者)

第2条 登録を希望する外国籍市民は、国際人材ネットに川越市外国籍市民国際人材ネット登録者(以下「登録者」という。)として登録する。

(登録者の活動)

第3条 登録者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 川越市が行う国際化に関する活動
- (2) 学校における国際理解教育に関する活動
- (3) 生涯学習における国際化に関する活動
- (4) その他地域の国際化に関する活動

(登録者の資格)

第4条 国際人材ネットに登録できる者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 在留資格のある者
- (2) 原則として市内に在住、在勤、又は在学する年齢18歳以上の者
- (3) 国際化を推進するための能力と意欲を有する者
- (4) 本制度の趣旨を理解できる者

(登録方法)

第5条 登録を希望する者は、川越市外国籍市民国際人材ネット登録簿(様式第1号)を記入のうえ市に提出するものとする。

2 登録者は、登録内容に変更が生じた場合は、速やかに市に報告するものとする。

3 登録は、2年ごとに更新するものとする。

(報告)

第6条 登録者は、市から活動報告の依頼があった場合は、速やかに報告をしなければならない。

(守秘義務)

第7条 登録者は、個人のプライバシーを尊重し、活動によって知りえた秘密を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第8条 国際人材ネットの庶務は、文化スポーツ部国際文化交流課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。